

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

| | | | |
|---|-----------------------------|---|--|
| 代理人 藤本 英介 様 | | PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1] | |
| あて名 〒101-0063 日本国東京都千代田区神田淡路町一丁目1番1号 KA111ビル 5階 藤本特許法律事務所内 | | 発送日 (日.月.年) 11.12.2018 | |
| 出願人又は代理人 の書類記号 WA18-22 | | 今後の手続については、下記2を参照すること。 | |
| 国際出願番号 PCT/JP2018/033430 | 国際出願日 (日.月.年) 10.09.2018 | 優先日 (日.月.年) 13.09.2017 | |
| 国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A47C31/10(2006.01)i | | | |
| 出願人 (氏名又は名称) パラマウントベッド株式会社 | | | |

| |
|---|
| <p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p> |
|---|

| | | | |
|---|--|----|------|
| 見解書を作成した日 27.11.2018 | | | |
| 名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 | 特許庁審査官 (権限のある職員) 山口 賢一 電話番号 03-3581-1101 内線 3372 | 3R | 3511 |

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

| | | | |
|-----------------|-----|-----|---|
| 新規性 (N) | 請求項 | 1-7 | 有 |
| | 請求項 | | 無 |
| 進歩性 (I S) | 請求項 | | 有 |
| | 請求項 | 1-7 | 無 |
| 産業上の利用可能性 (I A) | 請求項 | 1-7 | 有 |
| | 請求項 | | 無 |

2. 文献及び説明

文献1：JP 3160242 U (株式会社ケーブ) 2010.06.17, [0001]-[0034], 第1-8図 (ファミリーなし)

文献2：JP 2012-187167 A (パラマウントベッド株式会社) 2012.10.04, [0001]-[0046], 第1-8図 (ファミリーなし)

請求項1-7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び2により進歩性を有しない。

・請求項1について

文献1には、芯材を側地で覆うように構成したマットレスカバー構造において、芯材 (例えば、図1等のウレタンフォーム「12」参照) の外周を覆う内カバー部材 (例えば、図1等の内カバー「14」参照) を備え、前記側地 (例えば、外カバー「16」参照) は、前記内カバー部材を覆うように構成され、前記内カバー部材の表面の全体には、一方向または全方向を滑りやすくした領域が設けられ、前記側地の内側面には、一方向または全方向を滑りやすくし、前記側地の内側面には、前記内カバー部材の領域と接触することで特定の摩擦機能を生じさせる領域が設けられる点 (例えば、[0026]-[0027]等参照) が開示されている。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 に係る発明である「マットレスカバー構造」と、文献 1 に開示されたものとは、前者には、「摩擦機能を備える摩擦領域」を備えるのに対し、後者では、そのような摩擦領域を備えるのか否か不明である点で相違する（相違点）。

上記相違点について検討する。

文献 2 には、芯材を側地で覆うように構成したマットレスカバー構造において、背部また腰部等には、摩擦機能を備える摩擦領域を備える点（例えば、[0020]-[0021]，[0036]-[0040]，図 2-3 等参照）が開示されている。

文献 1 に開示された「マットレス構造」と、文献 2 に開示されたものとは、芯材を側地で覆うように構成したマットレスカバー構造に関する技術分野に属し、ともに共通している。また、両者は、側地と内カバー部材との間のずれ力を吸収したいという共通の課題を備えている。よって、文献 1 に開示された「内カバー」において、文献 2 に開示された技術事項を適用することは、当業者が格別の困難性を有するものとは認められない。

したがって、文献 1 に記載の「マットレス構造」において、文献 2 に開示された事項を適用して、請求項 1 のように構成する点は、当業者が容易に想到し得るものである。

・請求項 2 について

文献 1 には、内カバー部材は、マットレス短手方向に対して低摩擦である点（例えば、[0019]，[0026]-[0027]等参照）が開示されている。

文献 2 には、側地の摩擦領域は、内カバー部材の摩擦領域と接触することで低摩擦または高摩擦となる点（例えば、[0020]-[0023]，図 2-3 等参照）が開示されている。

したがって、請求項 2 に係る発明は、文献 1-2 に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

・請求項 3 について

文献 2 には、内カバー部材の摩擦領域は、マットレス長手方向に対して低摩擦または高摩擦であり、前記側地の摩擦領域は、前記内カバー部材の摩擦領域と接触することで低摩擦または高摩擦となる点（例えば、[0020]-[0021]，図 2-3 等参照）が開示されている。

したがって、請求項 3 に係る発明は、文献 1-2 に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

・請求項 4 について

文献 2 には、内カバー部材の摩擦領域は、利用者の部位に対応して設けられ、マットレス長手方向に対しては前記利用者の部位に対応して低摩擦機能または高摩擦機能を備え、前記側地の摩擦領域は、利用者の部位に対応して設けられ、前記内カバー部材の摩擦領域と接触することで、マットレス長手方向に対しては前記利用者の部位に対応して低摩擦または高摩擦となる点（例えば、例えば、[0020]-[0021]，図 2-3 等参

（補充欄に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

照) が開示されている。

・請求項 5 について

文献 2 には、内カバー部材の摩擦領域は、前記内カバー部材の上面に設けられ、前記側地の摩擦領域は、前記側地の上面の内側面に設けられる点（例えば、図 3-5 等参照）が開示されている。

したがって、請求項 5 に係る発明は、文献 1-2 に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

・請求項 6 について

文献 2 には、内カバー部材の摩擦領域は、前記内カバー部材の下面に設けられ、前記内カバー部材の下面の摩擦領域は、可動するベッドの部位に対応して設けられ、マットレス長手方向に対しては前記利用者の部位に対応して低摩擦機能または高摩擦機能を備え、前記側地の内側面の摩擦領域は、前記側地の下面の内側面に設けられ、

前記側地の下面の内側面の摩擦領域は、可動するベッドの部位に対応して設けられ、前記内カバー部材の摩擦領域と接触することで、マットレス長手方向に対しては利用者の部位に対応して低摩擦または高摩擦となる点（例えば、[0042]、図 2-5 等参照）が開示されている。

したがって、請求項 6 に係る発明は、文献 1-2 に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

・請求項 7 について

文献 2 には、内カバー部材の摩擦領域は、前記内カバー部材の下面に設けられ、前記内カバー部材の下面の摩擦領域は、可動するベッドの部位に対応して摩擦係数を変えて構成され、前記側地の内側面の摩擦領域は、前記側地の下面の内側面に設けられ、前記内カバー部材の摩擦領域と接触することで、前記側地の下面の内側面の摩擦領域は、可動するベッドの部位に対応して摩擦係数が換わる点（例えば、[0042]、図 2-5 等参照）が開示されている。

したがって、請求項 7 に係る発明は、文献 1-2 に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。